

# 不正摘発と監査人の社会的役割

——米国式監査追従への反省——

百合野 正 博

- I はじめに
- II 不正に関する監査人の態度の大転換
- III 経営者の不正を念頭に置いて来なかった不正概念と、  
依頼人の内部統制組織に依存して監査を実施する構造
- IV 結びにかえて

## I はじめに

わが国の監査文献の多くは、会計士監査の展開を次のように簡潔にまとめている。すなわち、まず、19世紀の中頃の英国において、それより1世紀前の株式ブームの苦い経験と折からの産業革命という社会的経済的背景のもと、株主（出資者）保護の要請を受けて「精細監査」が生成を見た。それが米国に伝えられると、今度は、米国独特の短期信用方式の普及と連邦準備制度の成立という社会的経済的背景のもと、債権者（与信者）保護の要請を受けて「貸借対照表監査」が成立。ところが、株式市場の大暴落に端を発する大恐慌という社会的経済的背景のもと、（一般）投資家保護の要請を受けて「財務諸表監査」へと質的転換を遂げた、というものである。そして、周知のように、この最後の形態が、わが国の財務諸表監査の母体となっているのである。<sup>1</sup>

1. わが国における企業会計原則の制定過程については、内川菊義『企業会計原則の基礎理論』森山書店、1985年、序章を参照のこと。

ところで、この、「米国における会計士監査の展開の最後の形態」である財務諸表監査が、わが国の制度としても米国と同様に成立しうるのかどうか、という問題については、これまで、取り立てて論じられては来なかったように思われる。英国式監査、米国式監査というように、いろいろと特徴づけて分類することを好むわが国の論者が、取り立てて「日本式監査」を論じて来なかったのは、「米国式」財務諸表監査を移植することだけで、わが国の社会的経済的要請を十分に満足させていると考えられて来たからなのであろうか。

確かに、わが国の公認会計士監査制度が創設以来40年を経過するとともに、1万名を越える公認会計士、会計士補が活動している<sup>2</sup>ということは、一面において公認会計士による監査制度が社会的に広く受け入れられていることを物語っているといえよう。というのは、かりに監査の機能が高く評価されていないとすれば、現在監査のために消費されている資源が監査よりも優先されるべき他の生産物の生産に移行するはずであろうと考えられるからである<sup>3</sup>。

とはいっても、この制度に全く問題がないかという点、けっしてそうではないであろう。とくに、米国における公認会計士監査の活発さと比較して、わが国のそれがあまり活発であるといえないことは、各種の情報を総括すると首肯せざるをえないと思われる。この点については、米国の制度はわが国の制度の2倍以上の長さの歴史を有しているからそれも仕方のないことであるとの反論もありえよう。が、しかし、かのマッケソン・ロビンス事件がわずか50年前の出来事であったことを思い起こせば、両国の歴史にはそう大きな時間的差異はないともいえるのである。

2 日本公認会計士協会の会員数は、1988年10月31日現在、公認会計士8,233、外国公認会計士21、監査法人96、会計士補(準会員)1,846、合計10,196となっている。

3 Wallace, W. A., *The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets (Auditing Monographs 1)*, Macmillan Pub. Co., 1985, p. 15.

もちろん、わが国の最近の現状を見るかぎり、上場企業が粉飾決算をした挙句に倒産して社会的な非難を浴びるということが一頃のように頻りに生じているわけではないから、このことをもってして公認会計士監査が効果的に行われていることの証と考えられなくはないかも知れない。しかしながら、他方、これとは全く逆の見方も可能であろう。たとえば、先年のリッカーの粉飾決算事件の場合、同社の監査人(会計士)の責任を追及する声はほとんど上がらなかったし、また、決算期における新聞報道で、しばしば、上場企業の決算方針の変更による、従って「粉飾ではない(とされる)利益操作」が堂々と報道されることがある。これらのことから考えると、実は、公認会計士監査は、わが国においては「結局、何も期待されていない。社会的に認知されていない」<sup>4</sup>のではないだろうか、という考え方である。これを極端に言えば、法律で強制されているから会計士監査を受

4 1988年1月8日付の『日本経済新聞』は「上場企業、利益圧縮へ動く」という見出しのもとで、1988年3月期決算の企業が「決算処理の変更」によって利益を圧縮して先に繰り延べる動きが目立つことを「肯定的」に報道している。同様の報道は、同年12月12日にも、「財務体質強化へ利益圧縮の動き 上場有力企業」という見出しで見られる。なお、決算方針の変更が粉飾でないかどうかという点に関しては、拙稿「継続性の原則の本質に関する一考察」『同志社商学』第36巻第4号、1984年、同「継続性の原則に関する一考察」『会計』第127巻第3号、1985年、同「継続性の変更とその『正当な理由』に関する一考察」『同志社商学』第37巻第3号、1985年、を参照のこと。

5 「これで良いのか公認会計士」『日経ビジネス』1985年6月10日号、252ページ。この中で、わが国においては、これまで公認会計士よりも銀行の方が最終責任を持って企業の会計を見てきたということが述べられている。同様に、青木昌彦教授は、一方で、経営をコントロールするメカニズムとして、退出、発言、法律的対抗手段と並んで、監査(番人)をあげておられながら(青木昌彦『現代の企業』岩波書店、1984年、308-330ページ。)、わが国の現状に関しては「株主のために、企業がうまく運営されているかどうかを監視している機構が日本にあって、それは銀行なんですね。銀行が株式を持っているということは、日本に非常に特殊な制度です。銀行が一つのモニタリング、監視機関としてあり、経営陣がその監視機関を満足させている限り、他の株主はわざわざ口を出さなくてすむようなシステムになっている」と述べておられる。わが国においては、会計士監査は必要なのか?(討論会『「企業」は誰のものか』ECONOMICS TODAY, 第9号、1988年、91ページ。)

けざるをえないというわが国における初期の考え方が今なお継続しているのではないだろうかということである。

もしもそうであるならば、それはどのような理由に基づいているのであろうか。私は、一つには、米国の制度をわが国に移植した際に、米国固有の問題をも一緒に移植してしまい、その結果、わが国の実情にはそぐわない部分をも含めて一つの仕組みとして受け入れてしまったことが指摘出来ると考える。それがネックとなって、わが国の土壌に根づいた公認会計士監査制度の構築が行われなかったのではないだろうかと考えるのである。

本稿においては、「不正摘発と監査人の社会的役割」に問題を限定して、わが国の監査制度が、米国式の監査に追従して来たがゆえに、かえって回り道をして来たのではないかという点について考察してみたい。

## II 不正に関する監査人の態度の大転換

AICPA の監査基準審議会は、1977年に公表した SAS (監査基準書) 16号にかわるものとして、「誤謬 (errors) と不正 (irregularities) の摘発と報告に関する監査人の責任」と題する SAS 53号を1988年2月に採択し、1989年1月1日以降に始まる事業年度の財務諸表監査から適用することとした。これの公表理由については、その前年に公表された ED (公開草案) に次のように要約されている。

それは、近年の企業倒産によって、一般大衆が次の2点について監査人に対して疑問を持つようになったためである。その疑問の一つは、存在しうる不正の摘発と報告に関して監査人が十分な責任を引き受けているかど

6 座談会「21世紀へのステップ」JICPA NEWS, 第393号, 1988年, 9-15ページ。

7 「irregularities」を「不正」と訳すか「不整」と訳すかについては、議論の分かれるところである。本稿においては、米国の初期の不正概念についても論じるどころから、あえて、「不正」で統一することとした。

うかということであり、もう一つの疑問は、重大な誤謬と不正を摘発することについて監査人が十分に役立っているかどうかということである。これらの疑問を解消して公益に資するために、次の手段をとるのである。それは、不正の摘発とその報告に関する監査人の責任を拡大することと、重大な誤謬と不正を摘発する監査人の能力を向上させることである。そして、この能力の向上は、㊸ 重大な誤謬と不正を生じる危険性を増大させるとともに、それらに関する職業的専門家としての懐疑心 (professional skepticism) を高めるような依頼人の特徴を検討することと、㊹ 監査手続の計画と実施およびその結果の評定に当たってそのような依頼人の特徴をどのように反映すれば良いかを示すことによってもたらされる、としているのである。

それを達成するために、SAS 16号を取り消すとともに、監査人に次のことを要求している。

- ① 監査人は、重大な誤謬と不正を摘発するように監査を計画すること。  
(しかしながら、ある種の不正の性格上、監査をもってしても重大な不正を摘発しえない場合のあることは容認している。)
- ② 監査人は、重大な不正の存在する危険性と、経営者による虚偽表示の存在する可能性について、予備的査定を行うこと。
- ③ 監査人は、重大な誤謬と不正が摘発されるという合理的な確信を得るために、正当な注意と職業的専門家としての懐疑心を行使すること。
- ④ 監査人は、監査委員会もしくはそれと同等の権限と責任を有している他機関に対して不正に関する情報を適切に報告することを保証すること。
- ⑤ 監査人は、財務諸表が不正によって著しく影響されており、かつ修正がなされていない場合には、その財務諸表に対して不適正意見を表明すること。
- ⑥ 監査人は、不正の存在する可能性があるにもかかわらず監査範囲に制限

が加えられた場合には、その財務諸表に対して意見を差し控えるとともに、取締役会に対して書面によって所見を述べること。

これらの6項目に加えて、企業外部の利害関係者に対して摘発した不正を開示する義務の存在する場合のあることにも触れている。

その結果、SAS 53号は、次の諸点において SAS 16号と異なることとなる。

- ①SAS 16号が、重大な誤謬と不正を探すように監査計画が立案されなければならないとしていたのに対して、SAS 53号は、財務諸表に影響を及ぼすような重大な誤謬と不正を摘発するように監査計画を立案するよう要求している。
- ②誤謬と不正の摘発を監査危険という専門用語を用いて扱っている。
- ③職業的専門家としての懐疑心に関して、これまで以上に広範囲な指針を提供している。
- ④SAS 16号が、存在しうる重大な不正に関して、<sup>①</sup>それに関係のある従業員よりも少なくとも1階級上級の管理者に対して、あるいは<sup>②</sup>管理者との検討の結果その不正が存在し続けるだろうとの感触が得られた場合には取締役会もしくは監査委員会に対して、それぞれ連絡を取るよう要求していたのに対して、SAS 53号は、不正が小さなものでないかぎり、監査委員会などに対してその不正について報告することを要求している。
- ⑤財務諸表が不正によって著しく影響されており、かつ修正がなされていない場合には、その財務諸表に対して不適正意見を表明することを要求している。

これらの5点は、SAS 16号と SAS 53号の間には、財務諸表監査の実施に関して、基本的な考え方の相違があることを意味している。これは極めて重要なことである。というのは、私が、これまでに行って来たいくつか

の主張の中で、本来の会計士監査の担っている社会的役割に照らした場合に、どうしても疑問が生じるとして検討して来たわが国の会計士監査制度が持っているいくつかの問題点と密接に関係を有しているからである<sup>8</sup>。

中でも、ここでとくに注目しておきたいことは、SAS 53号が、財務諸表に影響を及ぼすような重大な誤謬と不正を摘発するように監査計画を立案するよう要求するとともに、そのためのよりどころとして、職業的専門家としての懐疑心を重要視していることである。というのは、これまで、AICPA は一貫して、これ程までには不正を重要視しては来なかったし、ましてや、依頼人(被監査会社)の状況について、職業的専門家としての懐疑心を生じさせるようなものとしては捉えて来なかったからである。SAS 16号が、監査人に対して、重大な誤謬と不正を「探すように」監査計画を立案することを要求していたにもかかわらず、「ほとんどの監査人は、経営者は誠実であることを前提としていたので、その前提と特に相容れない情報が監査人の関心をもたらさない以上、必ずしも重大な誤謬ないし不正の摘発を積極的に受けとめていたわけではない<sup>9</sup>」のである。まさに、マウツ・シャラフが、彼らの監査公準の第2に「監査人と被監査企業の経営者の間には必然的な利害の衝突はない」と述べ、第3に「検証のために提

- 
- 8 本稿に関係のある論文は、次のものである。なお、本文中に引用する場合には、それぞれの末尾に示した略称を用いることとする。  
「財務諸表監査と内部統制組織固有の限界」『同志社商学』第30巻第2号、1978年。(拙稿〔1〕)  
「試査と内部統制組織の関係——その歴史的考察——」『同志社商学』第30巻第4号、1979年。(拙稿〔2〕)  
「試査：その性格および内部統制組織との相互関係(1)」『同志社商学』第32巻第5号、1981年。(拙稿〔3〕)  
「試査：その性格および内部統制組織との相互関係(2)」『同志社商学』第32巻第6号、1981年。(拙稿〔4〕)  
「監査目的と2つの不正概念——米国における財務諸表監査成立期の考察を中心として——」『同志社商学』第34巻第3号、1982年。(拙稿〔5〕)  
「財務諸表監査と不正概念」『企業会計』第34巻第11号、1982年。(拙稿〔6〕)  
9 千代田邦夫「“エクスペクテーション・ギャップ”と公認会計士」『産業経理』第48巻第3号、1988年、55ページ。

出される財務諸表およびその他の情報は、共謀およびその他の異常な不正を含まない」と述べ、第4に「満足すべき内部統制組織の存在は、不正の蓋然性を排除する」と述べている<sup>10</sup>、そのような、監査人と依頼人との間の密接な関係をこれまで一貫して維持して来たのである。

それは、次の二つの局面に端的に現われていると考えられよう。その一つは、米国においては、不正の概念として経営者によるものを長く念頭に置いて来なかったということであり、もう一つは、それと密接に関係しているが、被監査会社の内部統制組織に大きく依存して監査を実施するという構造を組み立てて来たということである。以下、この2点に関して、その概略を述べてみよう。

### Ⅲ 経営者の不正を念頭に置いて来なかった

#### 不正概念と、依頼人の内部統制組織に依存して監査を実施する構造

1929年の株式市場の崩壊に端を発する大恐慌を契機として、米国においてディスクロージャーに対する一般大衆の要求が高まったのは当然のことである。そこで実施されるに至った財務諸表監査において、公表財務諸表の適正性を吟味することに重点が置かれたのも、これまた当然のことである。しかしながら、それと呼応するかのように、「不正の摘発」という監査目的が副次的地位へと後退したことで、そして、被監査会社の内部統制組織に大きく依存する監査実施構造を維持し続けたことに関しては、後々まで大きな問題を残すこととなった、と私は考えるのである。

というのは、ここで適正表示の概念と対比された不正の概念はあくまで

10 Mautz, R. K. & Sharaf, H. A., *The Philosophy of Auditing*, A. A. A., 1961, pp. 42-47. (関西監査研究会訳『監査理論の構造』中央経済社、昭和62年、54-62ページ。)

も従業員による不正であったけれども、事実上、不正には、従業員によるものの他に、経営者によるものも存在しているからであり、しかも、この経営者による不正は、適正表示を検証する監査において、いささかもその重要性を低下させていないからである。この、重要性を低下させていない理由は、従業員の不正に関しては経営者がこれを摘発する基本的な責任を持っているのに対して、経営者の不正については、会計士監査以外にはそれを摘発しえないからに他ならない。そして、この経営者不正の摘発・防止に関しては、内部統制組織は致命的な欠陥を有しているために、それに大きく依存した監査実施構造を持つということは、会計士監査に、致命的な悪影響を及ぼしかねないからである。<sup>11</sup>

しかしながら、現実には、財務諸表監査が成立した時期、すなわち1930年代の米国において「不正」について述べている論文を検討してみると、その多くが、不正とはいっても従業員による不正しか認識していなかったことは、既に論じたところである。<sup>12</sup> すなわち、そこでの主張は、「監査の目的の一つが不正の摘発と防止であることは十分に確立されてはいるけれども、監査人がいかに熟練しようとも、依頼人が使い込みや帳簿操作の機会を与えるような状態で日々の業務を行わせているかぎり、全ての不正を明るみに出すことを期待することは出来ない」という記述に端的に表われているように、この時期においては、不正といえばたんに従業員の不正のみを意味すると理解している論者がかなり存在していたということである。その場合には、そのような不正を摘発することに関しては、後述するように、その企業の内部統制組織と外部監査とを密接に結びつけることは当然の思考として生じて来ると考えられよう。しかしながら、ここで問題とすべきはそのことではなく、むしろ、それらの論者が、不正をこのよ

11 拙稿〔1〕, 105-114ページ。

12 同稿, 90-105ページ。

13 拙稿〔5〕, 95-97ページ。

うに従業員によるものだけに限定して、経営者による不正を全く意識していなかったのは何故だろうかということである。

もちろん、従業員による不正だけを重視して、それについての監査だけを行えばそれで事足りるという監査も、場合によっては存在するのである。その典型的な例が、米国において会計士監査が企業に導入された当初の監査である。すなわち、会計士監査の母国である英国の制度が、株主(出資者)保護を目的として株式会社の取締役の行為の誠実性をあとづけるための監査として実施されるようになったのとは異なって、そういった株主保護という社会的経済的要請の存在していなかった米国においては、会計士監査は、先ず、企業経営者のために、従業員の不正や誤謬を摘発し防止するための手段として企業内に導入されることとなったのである。そして、このような、経営者目的監査の場合には、従業員による不正や誤謬に関する問題が監査の中心的課題になるのは当然のことであって、依頼人である企業経営者自らが犯しているかも知れない不正の摘発と防止については、監査の目的から外されるのも、これもまた当然のことであろう。そして、このような従業員による不正のみを問題とするのであれば、一般に受け入れられているような、財務諸表監査の主目的は財務諸表の適正性の吟味であって、不正や誤謬の摘発と防止はその副次的な目的に過ぎないという説明も納得しうるものとなるのである。

しかしながら、ここでは、次の2点を指摘しておかなければならない。第一は、このような経営者目的監査というものは、たとえ、この場合のように独立の会計士がそれを行ったとしても、その監査は、実質的には内部監査の機能を果たしているに過ぎないわけであるから、そこでは、たんに会計士の持っている専門的能力と実務経験が評価されているに過ぎず、会計士監査の持っている基本的特徴である会計士の第三者性すなわち独立性は全く機能していないということである。すなわち、会計士が担当してい

るとはいえ、財務諸表監査の本来の姿とは全く異質なものとしか見なすことが出来ないということである。第二は、不正には、従業員によるものだけでなく、経営者によるものも存在しており、先に述べたようにそのことを見逃すことは絶対に出来ないということである。

一方、1930年代のこの同じ時期に、たとえば「不正の摘発や防止は…確かに監査人の任務の一部ではあるけれども、しかし…現実には、それは一般に考えられているよりもずっと小さな部分でしかない。良好な内部統制組織…のもたらす安全性は、より高位の役員、経営者およびそれと同等の人びとにまで広げることは出来ない。…経営者や経営担当重役は、取締役会や株主総会に対して自己の地位を正当化するためや、財務上その他のなんらかの個人的な利害をもつために、会計年度の結果を望ましい状態で表示したいと考えることがあるであろう。このことは、経営者の側になんらかの歪曲を行わせることになるであろう。…これは記帳組織の日々の業務には直接的に影響を与えないから、監査人以外には発見するのが困難であろう<sup>14</sup>」と述べて、不正という用語は従業員によるものに用いているものの、それよりも重要なものとして経営者の不正についてははっきりと指摘を行っている論者も存在しているのである。が、ここで注目しておかなければならないことは、この引用に代表されるように、経営者の不正の重要性についてははっきりとした指摘を行っている論者はいずれも英国の論者であるということである。

上述のように「不正」に対して極めて対照的な考え方が示されているということ、すなわち、米国の雑誌に掲載された論文が不正の概念として従業員によるものだけを捉えて経営者によるものについては触れていないのに対して、英国の雑誌に掲載された論文は不正の概念として従業員によるものに加えて経営者によるものをより重視してはっきりと示しているとい

14 同稿、99ページ。

うことは、やはり、英国と米国における会計士監査の担っていた社会的な役割の相違に基づく、会計士監査に対する考え方の相違が色濃く反映していると考えられるのである。

周知のように、英国においては、1844年に制定された最初の準則主義会社法において常任監査役の規定が設けられたのを契機として、株式会社において監査が行われることとなり、それがやがて会計士監査へと発展していったのであるが、<sup>15</sup>それには次のような背景があった。

すなわち、英国においては、人々の記憶に残る18世紀初頭の株式投機の苦い経験を幾らかでも和らげるとともに、19世紀中頃に至っても依然として姿を消すことのなかった詐欺的破産から一般の出資者を保護する手段として、同国においては中世の自治都市や荘園などで行われていた記録の検証を主たる内容とする受託監査の考え方を、資本委託者としての株主に対する資本受託者としての取締役の申し開きを検証する手段として、常任監査役監査という形態で株式会社の中に導入したのである。

このような英国の状況において監査で求められる機能は、悪質な会社の設立発起人や取締役の詐欺的行為から一般の出資者を保護することである。従って、ここでは、経営者による不正を摘発することは、まさしく監査の主目的と考えられるのである。他方、従業員による不正を摘発することに関しては、それは元來取締役の受託責任の一環として行われなければならないものであるから、会計士監査にとっては、副次的目的でしかないのである。

ところが、これに対して米国の場合には、19世紀後半に英国から伝えられた会計士監査は、先ず、企業内部における経営者目的のための監査として導入されることとなった。先にも述べたように、この場合には、確かに監査主体は独立の公会計士であったけれども、実際には内部監査人と同じ

15 同稿, 100-101ページ。

立場で出発したわけである。従って、このような監査においては、当然のことながら依頼人である経営者の不正を問題にすることは全く必要ではなく、不正といった場合には従業員によるものだけに限定したとしても、それは何ら不思議なことではないのである。

そして、会計士監査が精査によって行われるのではなく、試査によって行われるようになったのは、早くもこの時期においてなのである。すなわち、英国から精細監査の形態で米国に伝えられた監査は、まもなく、経済的観点から、精細監査の見地を維持したまま、監査の総量および費用を減少させようとするに至った。いわゆる「会計記録の試査」の誕生である。ただし、この場合においては、現在行われているような、被監査会社の内部統制組織と結びつけることなく、試査が行われていたことおよびそれが持っている意味については、別稿において論じたとおりで<sup>16</sup>ある。

やがて、世紀転換期に至り、企業合同運動に際して、会計士は各企業の貸借対照表の監査を依頼されるようになった。その会計士の多くは、企業合同後の新設会社においても引き続いて監査を行うように依頼されたのであるが、それは一般的に、依然として経営者のためのマネジメント・サービスを中心とするものであったから、この場合においても、経営者の不正が意識されるという事態は全く存在しなかったと考えられるのである。

さらに、これに続く信用目的監査の場合には、流動資産と流動負債を実物に照らして詳細に検証することによって所期の目的を十分に達成することが可能であったから、ここでも不正や誤謬の問題が取り立てて重要性を持つことはなかったのである。しかしながら、この米国特有の監査形態である貸借対照表監査が広く行われるようになると、内部統制組織は、次第に表面に出て来るようになる。すなわち、貸借対照表監査においては、金融機関が信用を供与するという目的に基づいて、貸借対照表項目の中でも

16 同稿，101-102ページ。抽稿〔2〕，32-43ページ。

とくに、流動資産と流動負債の関係が重要視されるようになったために、それらの少数の重要な勘定に対する集中的かつ徹底的な精査が、全ての年間取引の詳細な帳簿突合法に代わる有効な方法になったのである。その場合、これを可能にするためには、監査を行ううえで重要性の乏しい部分をどこまで削減出来るかを決定することが必要となったのであった。ここで、その当時の米国の論者たちは、試査の必要範囲を、依頼人の内部統制組織の評価に結びつけたのである。すなわち、信用目的の貸借対照表監査においては、信用を供与する側の金融機関の意向に沿って、そのために必要と考えられる、流動資産と流動負債という貸借対照表の一部の項目の検証が重要視されることとなり、それらの勘定を結果としてもたらす過程である取引記録については、一般に監査しないで済ませることが多かったのであるが、米国の監査論者および実務家は、その監査しないで済ませる取引記録の中に不正や誤謬が含まれていないことを保証する制度として、被監査会社の内部統制組織に着目し始めたのである。ただし、この場合においては、貸借対照表監査が信用目的を身上とするかぎりにおいては、流動資産と流動負債を実物に照らして詳細に検証することによって所期の目的を十分に達成することが出来るはずであり、それらさえ正しければ、期中取引記録の中に不正や誤謬が存在していようといまいと、それは貸借対照表監査の固有の目的にとっては何ら重要性を持たないはずであるということについては、別稿<sup>17</sup>において論じたとおりである。

このように、恐らくは米国における会計士監査の生成過程に根付いていると思われる「経営者のための監査」という意識が会計士監査に対する印象として強かった状況のもとでは、経営者の不正を意識しなければならぬ状況はなかったのであるから、従業員による不正を自動的に検証する機構である内部統制組織を重要視するとともに、「従業員の不正の摘発」に

17 同稿、43-52ページ。

関してはそれに任せるという構造を持つに至ったことは当然のことであると思われるのである。(次頁図参照)

それでは、投資家保護を目的とする財務諸表監査が行われる時代においては、先に述べたように、明らかに経営者の不正を意識した監査が行われなければならなかったにもかかわらず、どのような理由で、依然として従業員による不正だけしか認識されていなかったのであろうか。私は、いわゆる「雇傭人的会計士観」が米国の会計士と依頼人の関係において根強く残り続けていたことが大きく影響していると考えるのである。

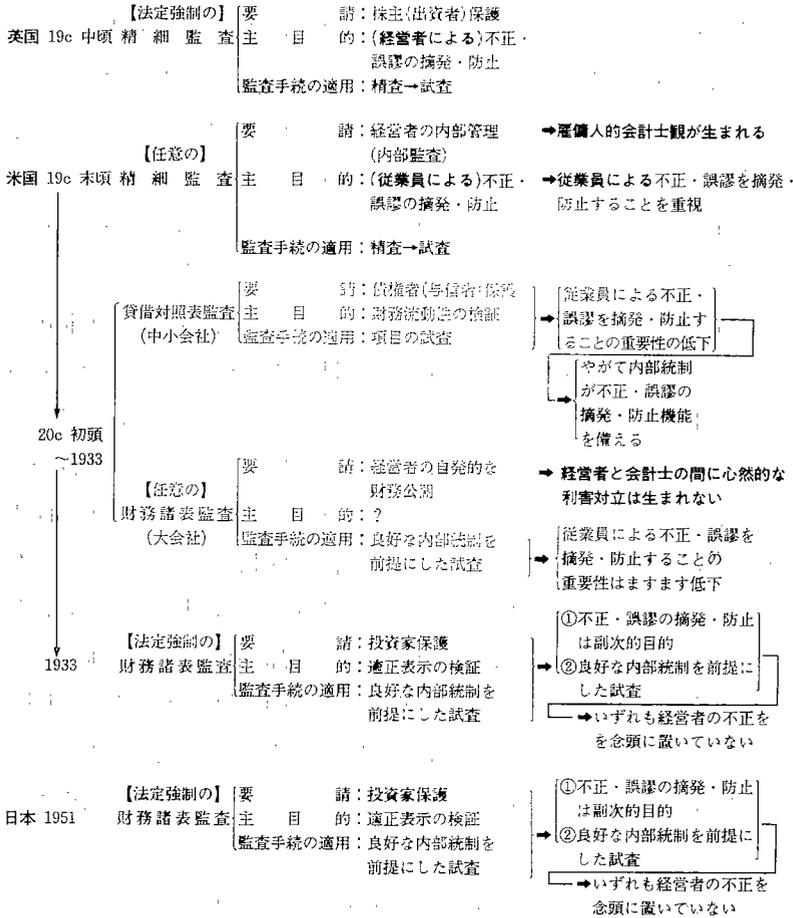
財務諸表監査が実施されるようになったその当時の会計士監査の状況については、いわゆる証券二法が制定される以前に、とくに巨大企業において活発に任意監査が行われていたという証言がある。<sup>18</sup>たとえば、メイは、既に1926年当時、NYSE に上場されていた製造会社の9割以上が会計士による年次監査を受けていたと述べている。<sup>19</sup>また、AIA と NYSE の協同活動の結果、近代的な財務諸表の有している社会的性格が明らかにされるとともに、それに客観性を付与するものとしての会計士監査の意義が強調されるようになっていた。<sup>20</sup>そして、その具体的な現われとして、1933年1月以降、NYSE に上場申請しようとする企業はその申請の際およびそれ以降の各事業年度において、会計士によって監査証明された財務諸表を取引所に提出しなければならないという状況が、既に証券二法に先だって出来上っていたのである。

しかしながら、ここで注意しておかなければならないことは、この上場

- 
- 18 Wallace, *op. cit.*, pp. 15-16. Puxty, A. G., *A Critical Overview of Agency Theory, Issues in Accountability XII*, The Univ. of Sheffield, 1985, p 11.  
19 May, G. O., *Corporate Publicity and the Auditor, The Journal of Accountancy*, Vol. 42, No. 5, 1926, p. 322.  
20 May, G. O., *Financial Accounting: A Distillation of Experience*, New York, 1943, pp. 72-85. [木村重義訳『財務会計——経験の蒸留——』同文館, 1970年, 74-88ページ。]

図

監査制度の流れ (英→米→日)



製造会社の9割以上が受けていたという会計士監査がどのような内容のものであったのか、すなわち、社会的にどの程度の信頼性を有するものであったのかということである。たとえば、NYSE に上場されていた製造会

社の9割以上が会計士による年次監査を受けていたと述べているメイ自身が、その回顧録において次のようにも述べているのである。<sup>21</sup> すなわち、会計士は「被監査会社の経営者の意のもとに会計士事務所を維持しているのが普通であるために、監査の結果、会計士と被監査会社の経営者との間に意見の不一致を見た場合には、会計士は被監査会社から監査契約を破棄されてしまい、その財務諸表は経営者に対してより従属的な別の会計士によって監査証明されて公表される」のが通例であったと。また、パーリ・ミーンズは、さらに厳しく、「会計基準が強化されず、また法律が特定の規制を強化しないかぎり、取締役とおかかえ会計士は、かざられた範囲内で、好きなように利益数値をでっち上げることが出来る<sup>22</sup>」と酷評していたのである。このような状況のもとでは、監査に際して経営者の不正を意識するなどということは全く問題外であったろうと想像するのは容易なことである。

監査に際して経営者の不正を意識することが全く問題外であったろうということは、その当時のAIAの『独立公会計士による財務諸表の検査』を見てもうかがい知ることが出来る。すなわち、この文書は、たとえば、受取手形の「確認」について、「受取手形を検証するもっともよい方法は、その手形が本当の負債であるという債務者による文書確認を得ることである」とはっきり述べているにもかかわらず、内部統制組織の機能を高く評価しているあまり、続けて「とはいえ、かかる確認は、適切な内部牽制の存在する企業の場合には通常必要であるとは考えられていない<sup>23</sup>」と述べ

21 May, G. O., A Proper Courage in the Assumption of Responsibility by the Accountant, in *Twenty-five Years of Accounting Responsibility*, Price, Waterhouse & Co., 1936, pp. 46-47.

22 高寺貞男『会計学アラカルト』同文館, 1980年, 60ページ。

23 A. I. A., *Examination of Financial Statements by Independent Public Accountant*, 1936, p. 41. [加藤盛弘, 鶴飼哲夫, 百合野正博 共訳著『会計原則の展開』森山書店, 1982年, 119ページ。]

て、経営者不正についてははじめから想定していないという立場をとっているのである。

しかしながら、会計士監査が投資家保護という社会的経済的要請を受けているかぎりには、経営者不正の問題を避けて通ることは出来ないはずである。実際、米国に法定強制監査が成立して間もなく、この経営者不正の問題を取り上げざるをえなくなるような一大事件が起こった。マッケソン・ロビンス事件がそれである。すなわち、同社の年次監査を担当していたプライス・ウォーターハウス会計士事務所は、同社の長年にわたる不正経理を摘発することが出来なかったわけであるが、その理由は、監査契約の内容について、監査を依頼した社長および会計部長との協議の上でそれが取り決められたために、不正経理を画策した張本人の行為は監査の範囲から除外される結果となり、会社の首脳部によって仕組まれた不正経理を摘発することは原理的に不可能な状態となっていたからである。ここに、経営者不正を意識しないで監査を実施すれば、如何に無意味な監査しか実施しえないかという標本が見事に示されているのである。

とすれば、不正の概念として従業員によるものだけを認識することはきわめて不十分であり、したがってまた、この従業員による不正を摘発し防止する機能しか持たない内部統制組織に大きく依存して監査を実施する構造は、明らかにこの時点でその見直しが行われなければならないはずである。すなわち、経営者不正を意識した監査の構造を構築しないかぎり、財務諸表監査は、その担っている社会的責任を果たすことにはならないということが、はっきりと認識されなければならないはずである。

しかしながら、マッケソン・ロビンス事件の調査後、1939年に発表された『監査手続の拡張』は、先の『独立公会計士による財務諸表の検査』の規定の不備な点を補強したものの、不正行為については、全ての不正行為を摘発するためには全ての取引を詳細に監査しなければならないが、しか

し、そのためには莫大な費用がかかるために、それは企業の内部統制組織に任せることとして、監査人の任務は、その組織を検討して、その信頼性の程度を確かめることにある。<sup>24</sup>との公式見解を表明して、依然として、依頼人の内部統制組織に大きく依存して監査を行うという仕組みを堅持したのである。そればかりか、「経験によれば、企業組織の人格は、ごく少数の例外を除けば正直である<sup>24</sup>」と述べて、基本的に、被監査会社を信頼することを前提として会計士監査が実施されることを肯定したのである。

しかしながら、これは驚くべきことであるといわざるをえない。というのは、会計士監査が担っている社会的役割は、この少数かも知れない例外が存在する場合に、その事実を明らかにすることであり、さらにいえば、場合によっては、この例外が必ずしも少数の例外ではないことを明らかにすることにあると考えられるからである。<sup>25</sup>

ところが、それ以降、米国の会計士監査がたどって来た道は、非常にゆっくりと、しかも少しずつしか、この経営者不正を意識することを取り入れて来なかったことを物語っているのである。

すなわち、1951年の『監査手続書総覧』は『監査手続の拡張』の基本的な考え方を踏襲して、「財務諸表に関する意見の表明を目的とする通常の監査は、たとえ金銭の着服やその他の異常行為を摘発することが多いとしても、それを明らかにするために計画されたものではなく、またそのことを期待されるものではない。よく組織化されている企業では、そのような異常行為の摘発は、適切な内部牽制および統制組織を備えた適切な会計記録システムを維持することにより、それに任せているのである。もし監査人が金銭の着服やその他同様の異常行為まで摘発しようとするならば、費用が極めて高くつく領域まで監査業務を拡張しなければならないである

24 A. I. A., Extensions of Auditing Procedure, *The Journal of Accountancy*, Vol. 68, No. 6, 1939, p. 379.

25 拙稿〔5〕, 107-108ページ。

う」と述べて、不正の摘発に関しては監査人には責任がないといわんばかりであった。<sup>26</sup>

さらに、1972年の SAS 1号は、1960年の SAP 30号の考え方を踏襲し、金銭の着服やその他の異常行為に加えて、初めて経営者の意図的な虚偽記載をも取り上げたものの、しかし、それらの不正を摘発するように勧告したのではなく、それに対する監査人の関心を喚起させるにとどまった。<sup>27</sup>

そして、前章で述べた、SAS 16号、SAS 53号へとつながるのである。

#### IV. 結びにかえて

以上述べて来たように、米国の会計士監査は、その成立の当初から根強く残り続けた依頼人と監査人との間の密接な関係が災いして、本来は、財務諸表監査が、その担っている社会的役割から考えて、当然重要視しなければならないはずの経営者不正を前面に出さないという構造を長く維持し続けて来たのである。その構造というのは、不正概念の中に経営者不正を意識しないということと、依頼人の内部統制組織に大きく依存して監査を実施するという構造である。SAS 53号が、ここに至って、ようやくそれらのうちの不正概念に手を付けたということは、大きく評価することが出来るであろう。

しかしながら、本稿で考察したような米国固有の問題を有してはいないわが国は、実はこの SAS 53号を待つまでもなく、公認会計士監査の制度を導入した当初から、米国固有の問題を排除した制度を構築することが可能であったはずなのである。それは不正の摘発を副次的目的としないで、適正表示の監査と表裏一体の主目的に置くとともに、当初から職業的専門

26 千代田邦夫「AICPA 文書にみる『不正摘発』の変遷」(日本監査研究学会第11回西日本部会報告)。

27 同報告。

家としての懐疑心を重要視して監査を実施するという構造である。たとえば、会計士監査が始まるにあたって、太田哲三教授が「…従業員の不正や虚偽は大した問題ではない。それは経営者が責任を負うべきものである。…ところが経営者の行動は、公正な立場を保持する独立した監査人によ<sup>28</sup>て」監査されなければならないとはっきり述べておられたように、会計士監査における経営者不正の重要性は、その当時においてははっきりと認識されていたのだから、それは可能だったはずである。

そして、さらにいえば、そのことに気が付かれていたからこそ、1951年7月1日、わが国においてその当時はまだ存在していた証券取引委員会の規則「財務書類の監査証明に関する規則」が施行された、その直後、『監査』の10月号には、「重大危機に立つわが公認会計士制度」という一文が掲載されているのであろう。すなわち、連合諸国との講和条約が調印されたことは喜ばしいことであるが、「由来わが国民は兎角極端から極端に走る傾向があって、…終戦後占領軍の統治下に置かれていた間は一にもアメリカ二にもアメリカといって万事米国式を模倣することに浮身をやつしていたのであるが、一朝完全な独立国となってその統治下から離脱するようになると、今までとはその態度を豹変して反動的の措置行動を採ることを敢て辭しない否そうすることがすなわち進歩的であると考えている向が非常に多数あるのは争うことのできない事実である。…偶々最近わが政府が行政整理を断行することになってその一手段として各種の委員会を廃止する方針が発表されたのを契機とし、証券取引委員会の廃止に便乗して証券取引法に根本的の改正を加えて上場株発行会社の財務諸表を公認会計士に監査証明させる規定を削除しようとする運動が一部の関係者間に起されているとの噂を最近耳にした。…わが国においてはまだ私企業会計に対する部

28 太田哲三「第三者監査の意味するもの」『監査』第1巻第1号、1950年、13ページ。

外監査の重要性を公衆一般に認識させる努力が全くなされていない現下の情勢より判断すると、万一、不幸にして前述のような法律改正案が国会に提出されるようなことになった際には、資本家を代表する議員が絶対的に多数を占めているわが国会においては、こういう議案が容易に可決されて立法化されることは極めて明白な事実であって、これを阻止しようとする社会の輿論なるものは到底起りそうでないからである。<sup>29</sup>…」という危機感に満ちた文章である。

「幸いにして、これは杞憂に終わった。しかしながら、この文章に端的に現われている状況については、再度注意を払っておく必要があると考えるのである。

その状況というのは、本稿において述べてきたように、雇傭人的会計士観に根ざした米国の会計士監査制度ですら、導入当初のわが国にとっては厳しい監査制度と見なされて、場合によってはその制度を廃止する動きさえあったのだということである。しかも、別稿において考察したように、<sup>30</sup>それは、そのときに初めて生じた現象ではなく、もともとわが国は、自発的監査の育たない土壌、さらには法定強制監査にすら抵抗する土壌を有しているのである。

しかしながら、他方、そのような厳しい状況にあっても、先に引用した太田教授の文章に端的に現われているように、会計士監査そのものの重要性とその会計士監査を効果的に実施する上で何が基本的に重要なことであるかがはっきりと認識されていたことは、評価することができるであろう。しかも、それが雇傭人的会計士観と相容れないことは明らかなのである。とすれば、それ以降の議論は、たんに米国式監査に追従するだけではなく、わが国の有している固有の問題点にも焦点を当てて、議論を行うべきであ

29 村瀬文「重大危機に立つわが公認会計士制度」『監査』第2巻第9号、1951年、2-3ページ。

30 拙稿「自発的監査を要請する構造について」『会計』第134巻第4号、1988年。

ったと考える。そのことによって、わが国の状況に根づいた「日本式監査」が構築できたはずではないかと考えるのである。

確かに、時間は経過した。が、しかし、本稿で述べたように、米国の基本的な考え方にも、今、変化が生じつつある。スタート・ラインに並ぶことは可能である、ともいえるのである。